

# 教職大学院における授業と実習との連動した展開について

－学校安全・危機管理に関する科目と地域協働実習の取組を例に－

Development and Practice of Educational Construction between Subjects and Field Training from the Viewpoint of School Safety and Crisis Management on Professional Schools for Teacher Education

藤岡 達也  
Tatsuya FUJIOKA  
滋賀大学教職大学院  
学校経営力開発コース

河口眞佐男  
Masao KAWAGUCHI  
滋賀大学教職大学院  
学校経営力開発コース

河原 恵  
Satoshi KAWAHARA  
滋賀大学教職大学院  
学校経営力開発コース

<キーワード> 学校安全 学校危機管理 防災教育 滋賀県 地域連携

## 1. 学校安全、危機管理等の新たな研修体制の構築

学校管理職には、従来から学校を巡る様々な危機管理の認識と対応能力が不可欠であった。しかし、近年、学校内外において、不審者対応、交通事故に関する通学路の安全、東日本大震災後も頻繁に発生する自然災害への備え等、学校安全、危機管理等に関する課題が、一層、多方面にわたって山積している。そのため、学校、教職員には日常から危機管理マニュアル作成、避難訓練等の実施、見直しなど喫緊を想定しての対応が求められている。また、管理職だけでなく学校全体としても協力体制が不可欠になりつつある。さらに、近年の現状としては、学校、教職員の取組だけでは児童生徒を守ることへの限界があり、家庭・地域や関係団体との組織活動も重要視されている。

それにもかかわらず、現実的には、新たな事件・事故、災害が発生してからの対処療法的な姿勢も少なくない。これまでの教員養成や教員研修でも学校安全、危機管理等の重要性は理解されながらも、多様な教育課題への対応に追われる中で、体系的・組織的に捉えられているとは言い難い状況であった。

加えて、従来、教員養成は教育大学・教育学部等の役割とされていたが、近年では、教員研修についても、ライフステージを踏まえながら地域の教育委員会と連携して取り組むことが期待されている。

以上のような教育背景の中、平成30年には全国の都道府県に設置された教職大学院が出揃い（鳥取県は島根県と連携）、地域の大学・行政・学校等の連携した新たな教員養成・教員研修が全国的に展開されている。教育大学・教育学部等は従来の修士課程の廃止から、教職大学院1本化への流れが進んでいることも無視できない。

一方、教育現場、教育行政では「ブラック」な勤務が見られ、「働き方改革」とは無縁な状況も一部見られるが、大学においても学校教育と同様、多忙感・疲労感に覆わ

れていることは意外と注目されていない。

本稿では、そのような全国的な動向や状況を踏まえて、これからの学校安全、危機管理等に関する地域の教育委員会と連動した教職大学院の在り方を実践に基づいて模索する。

## 2. 教職大学院における学校安全、危機管理の役割

教職大学院が、これまで教育大学・教育学部等に設置された修士課程と根本的に異なるのは、2年間の教育課程としては同じであるが、取得できる学位は、修士（教育学）ではなく、教職修士（専門職）となることである。従来、学校安全に関して教育大学・教育学部でも十分に教育課程に位置付けられていたとは言い難い。さらに修士課程においても研究の蓄積どころか、この領域については必要性が指摘され始めているところである。ただ、課題の一つとして、学校安全等を専門とする大学教員も必ずしも多いとは言えない現状もある。

一方で、教育行政・学校管理職は学校危機管理、学校安全に対する日常の備えや発生時の適切な対応は不可欠である。日々の教育活動の中でも最優先に対応せざるを得ず、地域や学校の状況によっては、広域に展開が必要となり、関係機関などとの調整など、日常の教育活動とは異なった性質のものとなり、今後ますます管理職の負担につながると考えられる。

教職大学院では、従来の修士課程を担当とする、いわゆる研究者教員だけでなく、教育現場や教育行政での実務経験を有する実務家教員からなり、その構成割合も6:4と決められている。その点において、学校危機管理・学校安全の対応経験が多い実務家教員の存在は大きい。

また、修士論文は課せられないが、学校安全や学校危機管理に関する必修科目の中で、この方面についても自校の課題を探ることは重要である。同時に必修・選択科目としては、共通科目、コース別科目の他実習の単位が

求められる。それらの実習は講義・演習等と連動されることが多い。学校安全・危機管理共設置されている科目等について、滋賀大学での担当教員を例に一部を表 1 に示した。

表 1 学校安全，危機管理等を取扱った科目の例

科目名	設置コース等	配当年次	単位数
学校安全・学校危機管理に関する実践的研究	学校経営力開発コース	1 春	必修 2
防災教育・防災管理と組織活動	学校経営力開発コース	1 秋	選択 2
現代社会の課題と教員役割	学校経営・教育実践共通	1 春	必修 2
滋賀の教育課題と指導方法	学校経営・教育実践共通	1 秋	必修 2
経営課題解決基本 (I・II)・発展 (I・II) 実習	学校経営力開発コース	1, 2	必修 4
地域協働実習 I・II	学校経営力開発コース	1 春・秋	必 2・選 2

本学教職大学院は、開設以来 3 年目を迎えており、必ずしも、今までの方法が最善とは言えず、取組についても常に見直し、改善が求められるのは必然である。そこで、本稿では、最初に開設以来、模索の中で進めてきた取組の意図及び現状を整理する。次にこれらを踏まえながら見えてきた課題と今後の授業及び実習の改善について検討したい。

### 3. 学校安全，危機管理等と関連した科目・実習の展開

本学教職大学院では、学校安全，危機管理に関して、どのようなカリキュラムが検討され、授業や実習が展開されているのかを紹介する。現在、教職大学院は教育研究科・高度教職実践専攻に位置付けられ、学校経営力開発コースと教育実践力開発コースとの 2 つコースに分かれている。

そのうち前者の院生は、全員が県教育委員会派遣の現職教員から構成されている (定員は 5 名)。一方、後者のコースにも現職教員が派遣されている (定員は 7 名)。いずれも県教育委員会からは、学校管理職の幹部候補育成としての期待が寄せられている。

#### (1) 設置された授業科目について

学校経営力開発コース別選択科目の必修授業として「学校安全・学校危機管理に関する実践的研究」、選択必修の授業として「防災教育・防災管理と組織的活動」があり、それらの授業に対応した実習として「地域協働実習 I, II」が設置されている。

なお、共通科目である「現代社会と教員役割」、「滋賀の教育課題と指導方法」等でも学校安全に関する内容を一部取り扱っている。現在、学校安全については、教職大学院の中で、コースに関わらず無視することができない。そこで、共通科目でも学校安全の構造 (安全教育, 安全管理, 組織活動), さらに、生活安全, 交通安全, 災害安全 (防災と同義) のそれぞれの課題, 学校保健安

全法, 第 1・2 次学校安全に関する推進の計画, 文科省の動向等について概説を行っている。また、後者の授業科目においては、滋賀県の近年の災害発生状況や県の動向についても取り扱っている。いずれも研究者教員が体系的な知識や国内の動向等を整理して論考するのに対して、実務家教員はかつての教育委員会幹部や学校長が、滋賀県内の自分の体験や教訓を説明する。そのため、受講者も将来の自分の問題として、切実に捉え認識が深まっていることが期待できる。

#### (2) 実習の展開について

学校安全, 防災教育等を取扱う科目をはじめ、学校経営力開発コースの授業と連動した実習科目には「地域協働実習 I・II」がある。「地域協働実習」は、地域の教育委員会の協力や連携のもとで進めており、その一例の内容について紹介する。この実習科目には毎年設定されている内容と、年度ごとに設定される内容とに分けられる。次にそれぞれについて解説する。

##### I. 例年の計画に則った実習について

まず、県教育委員会が主催する「学校の危機管理トップセミナー」への参加である。毎年 4 月末に県下の小学校から高等学校までの全校長を対象とした同セミナーが開催されている (実際は幼稚園長の出席も多い)。

本コースの受講生は担当指導主事に準ずるような業務を行い (図 1), セミナー中は学校長とともに受講する。行政説明以外の講師は文科省学校安全担当調査官, 東日本大震災等の被災地で対応にあたった学校長等である。ここでは、担当指導主事から、なぜこの研修が設定され、講師が選定されたかの説明を受ける。特に校長が不在の時に事件・事故等が生じた時、学校はどのように対応するのか、疑問視されたこともあった。しかし、それ以上に意義のあること、さらには、校長不在時に教頭はどのように危機管理に対応するのか、日常から校長と教頭が話し合っておく必要性が指摘されている。



図 1 学校の危機管理トップセミナーでの役割 (受付・資料配布・案内等)

受講者のトップセミナーでの役割も様々である。まず、受付業務, 資料配布, 参加者対応等を行う。この時、受講生の管理職も出席することがほとんどであるため、教

職大学院での取組について、所属の管理職が垣間見ることが可能となる。同時に付き添いの大学教員が、この時に管理職と顔合わせすることによって、次の学校訪問時のスムーズな会話に繋がることも多い。受講生はセミナー後、アンケート回収も担当する。校長とともに同じ管理職研修を受け、各管理職はどのような認識を持っているか、分析することは大きな意義があると思える。そこで、このアンケート結果の集約、分析等についても、教育委員会の了解は得ているが、院生のハードな日々の中で、そこまで実施できていないのが実情である。

次に、滋賀県危機管理センターで開催される「滋賀県子ども安全確保に関する連絡協議会」への出席である。この会議には市町教育委員会担当者の出席のもと、子どもの安全に関する滋賀県の動向や情報交換等が行われる(図2)。ここでは、警察本部生活安全部・同交通部、防災危機管理局、土木交通部等の関係部局からの出席もある。開催場所が滋賀県危機管理センター(図3)であることも好都合である。

滋賀県危機管理センターは滋賀県庁に隣接し、文字通り、喫緊の対応が必要となった時の拠点となる。当然ながら、滋賀県全域と言うより、南海トラフ型の大規模地震が発生した時の近畿地方での危機管理センターとなることも期待されている。さらに滋賀県内には原子力発電所からのUPZ圏内に位置する市も存在し、他県に比べ43km以内と広域に設定されている。4階では原子力災害事故に備え、情報集約機能を持ったセンター、即ち他県でのオフサイトセンターの役割を担っていると一言しても過言ではない。また、1階では滋賀県にこれまで生じた自然災害、今後生じる可能性のある自然災害やその対策などの展示もされている。そのため、本地域協働実習でも、この展示室・情報室を用いた説明も行っている。



図2 滋賀県子ども安全確保連絡協議会への参加

さて、年に2回開催されている同協議会での実習生の役割は、受付役割から会議記録までを行う。場合によっては意見が求められることもある。本協議会は、滋賀県全市町教育委員会から担当者が出席するため、実習生は

自分の所属する市町の担当者と情報交換も可能である。研修用務の他、会議に参加することによって、滋賀県内の状況理解が可能になるとともに、最新の情報や県教育委員会と警察・消防、河川局など、学校安全に関する様々な連携も直接理解することができる。

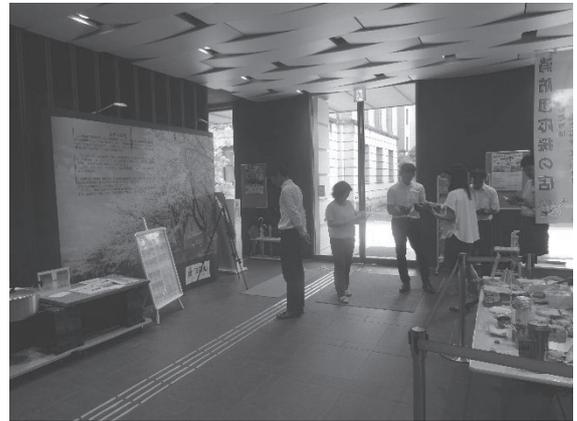


図3 滋賀県危機管理センター内での実習

滋賀県教育委員会が主催する「防災教育コーディネーター講習会」や「学校安全指導者講習会」も毎年開催されるが、これら講習会へも出席することが実習の一環となっている。

実習内容として、最初に担当指導主事から、本講習会の設置の経緯から、本日の目的、行政説明、それに沿った講師の選定などについて説明を受ける。その後、教育委員会から与えられた役割をこなし、他の受講者とともに視聴する。これらの講習には、教頭が最も多く参加しており、各学校の校務分掌としての位置付けの不完全さもうかがえるが、教頭以外の出席者は、その役割を担っているものも多く、教育現場に戻った本教職大学院の2年生も見られる。M2と担当教員だけでなく、M1とM2の院生の間で情報交換できるのもそれなりの意義があると考えられる。

さらに滋賀県では、文科省が東日本大震災以降、公募してきた「実践的防災教育総合支援事業」(H24～26)、「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」(H27～29)、「学校安全総合支援事業」(H30～)にも取り組んでいる。実施体制としては、他の教育行政の流れと同様、県の教育委員会から各市町に依頼し、本事業の委託先とも言える市町教育委員会が公立義務教育学校数校に実践を依頼する。県立の高等学校や養護学校へは教育委員会担当課から直接依頼がされる。

このように委託を受けた市町所管の学校での取組に地域協働実習の受講者は参加する。具体的にはコミュニティセンター等と連携した避難訓練、引渡し訓練等の防災訓練が挙げられる(図4)。実施校からは教育委員会を通じてあらかじめ、当日の流れや方法が連絡される。それらをもとに授業では、当日のシミュレーションを予想し、観察のポイントや実施の課題を探り話し合う。実

施日ではその状況を観察し、実際に見学をした結果からの課題等を出し合ったり、大学の担当教員から説明、指導等を受けたりする。それらを担当教員は掌握し、学校や教育委員会に改善方法等をコメントすることも多い。



図 4 学校安全を中心とした実践的安全教育

## II. 年度ごとに生じた課題に対応する実習

毎年あらかじめ決められている実習以外にも年度ごとに新たな実習を加えることがある。例えば、平成 29 年度の地域実習では、「災害応援に関する協定都市との中学生：次代の担い手交流会」、平成 30 年度では、「平成 30 年度 学校環境衛生・薬事衛生研究協議会滋賀大会」など学校安全、学校防災に関わるテーマで、活動を行うとともに、教育界の新たな取組に関わった。

前者については、初年度と言うこともあり、60 時間と言う実習時間数を懸念していた。そのため、単純に時間数を計算して、2泊3日設定すれば、それだけで60時間となり、1日単位でも十分であると考えた。結果的には、受講生が全参加したため、トータルすると前期は長時間の実習となった。しかし、この実習の評判は受講生に高かったため、内容を簡単に紹介しておく。

平成 29 年度から滋賀県近江八幡市は、災害応援に関する協定都市との友好を深め、人材育成を視点に入れ、琵琶湖・沖島で人的交流を行うことになった。この目的は、災害応援に関する協定を結んでいる市町の中学生と近江八幡市の中学生が意見を交換し合い、それぞれの地域の課題から持続可能な社会づくりへの意識を高め、地域に貢献できる次代の担い手を育成すること。共同生活を通して、互いの親交を深め、災害応援協定を結んでいる都市間の友好の架け橋となり今後の地域に寄与する人材を育成することであった。

「防災」をキーワードとするものの、同市は、さらに沖島の「観光」振興を進める意向もあった。同市からは本学大学教員に、「災害」、「観光」をテーマとして、上記の目的にあった同島で中学生を対象とした2泊3日のプログラムを作成し、現地で指導することの依頼があった。そこで、教職大学院の「地域協働実習」として、従来から県等が重視する「環境」を間に入れ、「防災」、

「環境」、「観光」をテーマとした教育活動プログラムを作成し、実施することとした。

初年度は、静岡県富士宮市、和歌山県御坊市、福井県小浜市、滋賀県では、地元の近江八幡市、東近江市等から31名が参加し、中学生の交流を沖島で行った。内容については省略するが、実習生の役割として、同市だけでなく、参加した各市の指導主事、引率教員等と打ち合わせ、中心になってグループワークや大学教員の補助を行った(図5)。近江八幡市はじめ関係機関からの高い評価とともに、県内の指導主事や中学校引率教員等に本学教職大学院の周知に繋がった。実際、この時、参加した教員の中で、翌年、本学大学院学校経営力コースを受験した教員もいた。

さらに教育センターで開催される研修について、グループワーク的なコーディネート等の実習も行なった。これらは、管理職の観点から教員の資質・能力向上を図る研修として、他の教育センターの協力を得る実習とは異なる。ただ、滋賀県の管理職にとっても重要な課題ではあるが、ここでは詳細は論じない。



図 5 グループワークの担当

### (3) 授業と実習との内容の連動について

ここで、授業の中で、連動して取扱った具体的な事例について触れる。

平成 30 年 7 月末には、福岡県から岐阜県まで、結果的に 12 府県に大雨特別警報が発表されるような激しい集中豪雨が生じた。滋賀県にも犠牲者が生じ、国内全体では 237 名と近年の風水害では大惨事となった。平成 25 年に国内で特別警報が運用開始されて以来、最大の範囲に特別警報が発表されたと言える。ちなみに日本初の特別警報は滋賀県や京都府等にも発表された。この時、栗東市教育委員会に在職し、防災担当・避難所運営にあたった指導主事が平成 30 年度に本コースの院生であったので、この時の状況報告を授業中に依頼した。後に西日本豪雨と称される平成 30 年 7 月豪雨が、もし、梅雨前線がもう少し南に位置していれば、滋賀県にも確実に大雨特別警報が発表されていたと考えられ、滋賀県の学校管理職・行政も再び対応に追われていたことが想定さ

れる。

西日本豪雨の被害状況を滋賀県の自然環境に照らし合わせて検討する必要もある。西日本豪雨では特に広島県と岡山県に被害が大きかった。確かに短時間の集中豪雨の原因となる線状降水帯が生じたのも事実であるが、被害の原因となる発生した自然災害は両県で異なったところも見られる。例えば、広島県では、広島市安佐南区のように土石流等の斜面災害が大きな被害原因となった。

一方、岡山県では、倉敷市真備町のように、河川氾濫・堤防決壊による水害が大きな被害原因となった。滋賀県では、この両方が発生する可能性がある。広島県の土砂災害の大きな原因は、地質的に見て、中国地方など近畿地方から西日本に広がる花こう岩地帯特有のものと言ってよい。平成26年9月にも大規模な土砂災害が発生し、多数の犠牲者が生じた。この時、学校も被害を受けたり避難所となったりした。これらを踏まえて滋賀県教育委員会は平成29年「学校の危機管理トップセミナー」において、広島市立梅林小学校の校長を講師として教訓を依頼している。図6は、その時の様子である。近年、気象情報のシステムが発達し、市町村長からの避難勧告・避難指示の発令等が明確になっても、地域の状況を知らなければ住民の迅速な避難行動にはつながらないことは、この時から指摘されていた。

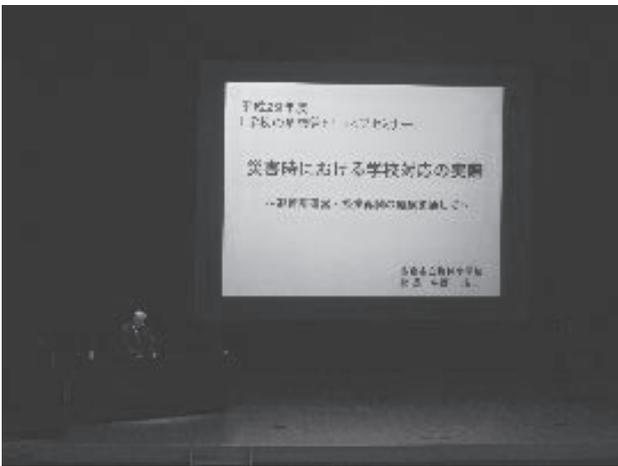


図6 広島市の学校長のトップセミナーでの講演状況

それから4年後に再び平成30年のような大惨事となった。安否を連絡した後の被災地を担当する教育委員会指導主事の返信を次に記す。

「自宅の方は大丈夫なのですが、先週の木曜日から避難所対応に追われ、本日、久々に出勤したところ、各学校の状況を聞いて愕然としたところです。まだ、断水している地域もありますし、土砂が1階校舎まで流れ込んでおり、学校の再開が未定の学校も数校あります。行方不明の児童生徒もいます。まだ学校施設の被害状況や被災児童生徒等の状況の把握をしている段階のため、これからもっと厳しい現実と直面するものと思われます。課の職員で力を合わせながら、関係部局とも連携しながら、一日も早く児童生徒たちが元の生活が送れるよう、今できることをしっかりとやっけていこうと思います。」

このように、授業においては、自然災害対応時の生の声を担当指導主事の許可を得て、授業で用いている。他にも熊本地震後、鳥取県中部地域に発生した地震後の担当指導主事による教育関係機関の状況や対応等について、取り扱っている。

平成26、30年の広島県、そして令和元年の宮城県でも大規模な土砂災害が発生した。これらは短時間での急激な降水量とともに風化した花こう岩も原因の一つとなっている。滋賀県でも比良山系、比叡山周辺、田上山など、中生代後期の花こう岩が広がっている。これらの地域も豪雨時に、風化した花こう岩が土石流を生じやすい。花こう岩は主に第四紀の地殻変動によって地表に現れ、その動きと活断層の存在は無関係でない。結果的に脆い部分が多いのも事実である。大津市の土砂災害警戒区域として、避難勧告等が発令されるのはこの地域が多い。

また、豪雨時に河川堤防が破堤したり、内水被害さえ、頻繁に発生したりする。平成25年の日本初の特別警報が発表された時も県内の多くの河川において浸水被害が生じた。

#### 4. 滋賀県の課題と教育委員会との連携

##### (1) 国内の動向と滋賀県の現状

教育行政の状況から、国（文科省）では、「防災」を「災害安全」と同義とし、「交通安全」、「生活安全」とともに「学校安全」を担当している部局は現在、総合政策教育局男女共同参画共生社会学習・安全課である。同局・同課は平成30年10月に移管され設置されて間もない。この担当課は、その直前には初等中等教育局健康教育食育課に属し、かつてはスポーツ青少年局に所属していた。ただ、各教科の教育課程を担当する初等中等教育局や課とは、その趣旨から性格が異なる（そのため両課の兼務担当者も見られるが）。滋賀県の行政組織も同様であり、学校教育現場への教育課程等を担当する課と保健体育課からの指示・連絡系統等の違いがある。また担当課においても、事件、事故・災害が発生する度に文科省から調査や通知がされ、それを各学校に連絡するのであるから、県市町の指導主事、校長・教頭の業務も増える一方である。平成30年度は、文科省が取り上げた登下校中の事件・事故が2件あり、一層、それが懸念された。

教科においても災害の原因となる自然現象のメカニズムの理解をねらいとする理科と災害が社会に与える影響や防止を主体とする社会科とは区切りがされている。しかし、これらを切り離すことの難しさは、平成31年1月に実施されたセンター試験の理科、地理歴史科の出題を見ても明らかである。福島県など東日本大震災での甚大な被災地の学校では、防災教育・放射線教育などをカリキュラムマネジメントの観点から取り扱われることも見られる。また被災地でもあり、長期間避難所となった

仙台市立七郷小学校は、文科省研究開発学校の指定を受け、この間、「防災安全科」を設置し、教科を超えた枠組みの中で授業展開を行った。現在も「総合的な学習の時間」はじめ様々な教科等で防災教育の実践を行っている。しかし、このような実践は国内全体では必ずしも多いとは言えない（藤岡，2019）。

滋賀県においても改善を諮りたい内容は多々存在する。日本で初めて発表された特別警報への対応の教訓は大きかったはずではあるが、学校現場ではその後も防災に対する取組は十分とは言えないところがある。

学校安全についても避難訓練、引渡し訓練等の方法がより検討される必要がある。先述のように大阪府北部地震、鳥取県中部地震とも避難途中に負傷を負った児童が存在する。これらを踏まえた避難訓練も今後必要となる。さらに避難訓練も年間に複数回実施される傾向にあるが、緊急地震速報を用いた場合も、ハンカチで口を覆うなど火災からの避難のような態度を取る児童が度々見られる。

つまり、なぜこのような動きや対応が必要なのか、児童生徒だけでなく教職員も理解した訓練を意図することが重要である。また、保護者や地域と連携した引渡し訓練において、保護者が自分のクラスや担任を運動場でもすぐに探し出せるような工夫も必要である。平成 30 年度滋賀県で実施された避難訓練・引き渡し訓練において、上のことを配慮した取組も求められる。

さらに、これも繰り返して指摘してきたことであるが、地域の自然環境を取扱う場合、学習指導要領に則った授業では限界がある。自然環境によって発生する自然災害には大きな違いがある。滋賀県でも今後大規模な地震が発生する可能性は種々の活断層の存在、分布からも低くはない。しかし、海に面していない滋賀県では、津波に備える必要はあるのか、また、国内では、北海道、九州はじめ、活火山を有する地域の火山噴火の可能性は決して低くはないが、滋賀県では噴火等の危険性にどのように備えることが求められるのか、などの課題も存在する。ただ、この移動の著しい時代、住民もずっと滋賀県にいるとは限らないし、子供達にとってはなおさらのことであるため、取り扱わないわけにはいかない。このような状況から日本列島全体の自然災害を踏まえながらも滋賀県の自然環境に即した防災教育の構築や取組が不可欠である。つまり、防災・減災教育の視点を持った自然災害に関する教育実践は、自然と人間との関わり、人間と人間（社会）とのつながりを主題とする環境教育、ESD のねらいからも重要なことである。しかし、今日重視されるカリキュラムマネジメントや SDGs（持続可能な開発目標）の観点から自然災害を取扱った教育開発は少ないのも事実である。

滋賀県においては、これまでも継続的に滋賀県の自然環境に立脚した自然現象、災害を踏まえた防災教育の教材やプログラム開発及びそれらの実践、評価等の構築を目的としてきた実践がある。例えば、彦根市教育委員会

は既刊の防災教育副読本「明日に向かって」の活用を一層進めるために、平成 30 年度末には、作成したワークシートを全市内の学校に配布した。

2011 年東日本大震災発生後において、未だに解決のめどが立っていないのが、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けての取組であろう。

文科省は、平成 30 年度に「放射線副読本」を小学生版、中学・高校生版の改訂を相次いで刊行し、全児童・生徒に配布した。放射線に関する「いじめ」が取り上げられたとは言え、この副読本の内容が小学校で使えるのかという疑問も持たれ、全体的には活用の可能性は高いと考えられない。滋賀県野洲市では、市議会の中で、この文科省が全国の学校に配布した副読本を回収することを決め、多くの衝撃が広がった。

滋賀県においても原子力災害に対する防災教育は無視できない。むしろ UPZ 圏内に学校が立地しているのも事実であり、全県としても認識する必要がある。特に滋賀県は近畿地方の水瓶と言うべき琵琶湖が存在しているが、県全体としては、住民の認識が高いと言いがたい。福島県ではいじめの影響が大きく、人権・道徳教育とも関連して、東日本大震災発生後からすぐに「放射線教育」に取り組みされた。「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（文科省，2017）が閣議決定され、文科省の初等中等教育局から全国に通知がなされた。ここでは原子力発電所事故に備えて、マニュアルの作成や避難訓練などの必要性が示されている。地域によって意識に差があるが、現在西日本では 9 基が再稼働されている現状からも、まず住民の関心を高めることが不可欠であろう。

県には先述のように、危機管理センターが設置されている。日本海側の原子力発電所に事故が発生した時の滋賀県のオフサイトセンターとも言える建物であるが、地域の関心を反映してか、学校教員も含め原子力災害に対する認識は高いとも言えない。そのため、早急に教育プログラムの開発が不可欠である。

滋賀県に限らず、防災・減災教育の観点としては、自然は日常では多くの恵みを人間に与えていることを重視する必要もある。実習のところでも触れたが、平成 30 年度には、滋賀県の自然環境、社会環境を重視した防災、環境、観光を推進するために、特に沖島を中心として、災害応援に関する協定都市間での中学生を対象としたプログラムを開発し、実施したことを紹介した。

ここでの考察は、まず近年に発生した自然災害の現状を明確にすることから、自然の恩恵を重視した観点が多いとは言えないが、最終的には自然の二面性を取扱った教職大学院における滋賀県独自の教材・プログラム開発につなげる意図にあることも断っておく。

## (2) 教育委員会との連携

学校安全、学校危機管理については、まず基本となるのが、自校での備えや対応に関してである。そのためには、自分の所属する市や県についての現状と課題を十分

に掌握する必要がある。大学授業と連動を図るためには、このシステムをつくるために大学教員も積極的に滋賀県の課題に関わっていく必要がある。

先述のように滋賀県では、文科省の「実践的防災教育総合支援事業」（平成24～26年度）、「防災教育を中心とした学校安全総合支援事業」（平成27～29年度）、「学校安全総合支援事業」（平成30年度～）を連続して申請し、採択されている。そのために、毎年4～5の市町、県立学校が協力支援校となり、様々な実践的な取組を行っている。これらは重要な姿勢ではあるが、完全な内容、方法はなく、県担当課、大学等の研究機関としても模索中である。そこで、各学校の取組を参観したり、活動に加わったりするだけでなく改善策等を提案していくことも意義がある。

また、1年間の滋賀県の学校安全の取組を毎年、冊子にして刊行している（図7）。保健体育課の指導主事が文科省の支援事業として実践を依頼した学校や教育委員会から原稿を集約したり、トップセミナーはじめ各研修会の外部講師からのパワーポイント資料などを講演者の許可を得て、掲載したりしている。そして最初に滋賀大学の教員が、その1年間の滋賀県の学校安全・危機管理の現状と課題を踏まえて論説している。

この冊子は、県内すべての学校に配布されており、この費用は滋賀大学の担当教員の研究費から支出されている。

本稿では詳しく触れなかったが県総合教育センターでの実習を行った年もある。同センターでは、実践力開発コースにおいても「開発実習」を行っている。経営力開発コースとしては、それとは異なった取組を考え、県が直面する「学力向上」と連動して実施した。これは滋賀大学の担当者が同センターの「トータルアドバイザー」

をしており、それとの連動を考え、実習生には、グループワークの時などに、各班のコーディネーターとしての役割を担ってもらった。ただ、「学力向上」については、各教科共通とは言え、滋賀大学の担当者が理科教育を専門としているため、全教科を担当する小学校在籍の院生や中学校で理科を担当する教員にとっては、学ぶことが多かったと言えるが、中学校の理科以外の教科担当者には、その成果が疑問なところも否めない。これはセンターとの連携面も含めて今後の課題である。

## 5. 今後の課題

本稿で紹介したのは、学校経営力開発コースでの授業と連動した実習についての紹介である。教育実践力開発コースにおいては、現在のところ、上述のような「学校安全」、「防災教育」等を記した科目は設置されておらず、時代のニーズからも今後両コースにも設定されることが望まれる。

確かに、全国的な状況と考えた場合、「学校安全」等を専門とする教員が不在の大学院や学部においての授業・実習の実践が懸念される。適切な教科書・参考書等もあるとは言えない。しかし、平成31年3月に改訂された文部科学省（2019）「学校安全資料『生きる力』をばぐむ学校での安全教育」は学校安全の内容・方法が整理・体系化されており、大学教員が、関連する科目を実施する場合のテキストもしくは参考図書として、全国的にも有効であると考えられる。

全国の動向を見ても、教職大学院の中で、学校経営上において、学校安全、危機管理等が教育課程に位置付けられていたり、演習と連動されていたりする事例は多いとは言いがたい。今後は授業科目、実習との整備、体系化も進めて行くことが望まれる。確かに学校教育において喫緊の課題が多く、教職大学院とは言え、わずか2年間のカリキュラムの中で、これらを全て取り扱うには、限界があるのも事実である。

また、今日、大学では、研究時間・研究費の不足に加え、大学運営、学生指導等に膨大なエネルギーが割かれている。学校現場で多くの教育課題に対応できるような教員養成が求められているが、少子化に伴う影響も受け、従来に比べ人事が凍結されるなど、教育大学等の指導側の限界も否定できない。つまり、学校安全、危機管理等については、教職大学院レベルは当然ながら、学部レベルでも設置すべき重要な内容であるが、専門教員の不足、履修科目の制限などの課題が切実になっている。加えて、学校安全、危機管理等には、大学教員の確保、教育委員会・教育現場との連携が一層不可欠であり、そのシステムの構築も求められる。

本稿で紹介した「地域協働実習」も教職大学院の実習として適切であるのか、模索的な段階であることも否定できない。滋賀県の各年度の先端課題について、教育委員会の理解・協力のもとに取り組むため、実習内容・方法の長期的な計画が存在するとは言いがたいこともある。

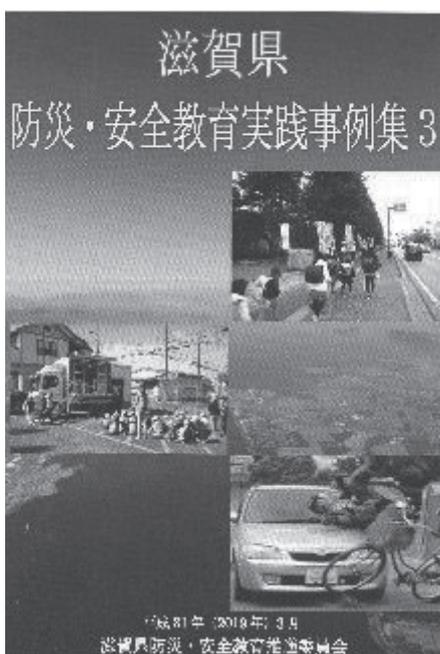


図7 滋賀県防災・安全教育実践事例集の例

今後も大学の講義内容と連動した実習開発を更新していく必要があるのは事実であるが、大学が主体的なカリキュラムを作成することを念頭におきながらも、教育委員会との連携・協力が不可欠である。

以上の活動を通して、滋賀大学教職大学院の存在だけでなく、具体的な活動が、管理職や県・市町の教育委員会幹部等に広く知られ、大学院派遣にも好影響を与えていることが期待できる。また、FDの結果を見ても、同じ授業担当者であっても他の授業科目と比べても評価は高い。さらに大学院修了後、これらの学びは役立ったと振り返る現職もいる。本稿では、紙数の関係等で、教育法規や学校経営等の授業科目との連携を述べることができなかったが、今後、それらの成果も踏まえ、全国に発信していくことも、本学が教職大学院の先攻事例となっていくことが期待できる。

### 謝辞

本取組をはじめ、教職大学院での授業と連動した実習には、教育委員会の理解と協力が不可欠である。滋賀県教育委員会のご担当の方、特に保健体育課、総合教育センターには大変お世話になった。また、教職大学院の実践的フィールドとして、近江八幡市、彦根市、栗東市の各学校、教育委員会等には貴重な場を提供いただいた。ここに深謝いたします。

### 文献

- 藤岡達也 (2019) : 「科学的リテラシー育成と自然災害に関する防災・減災、復興教育」, 初等教育資料, 6, 164-169.
- 文部科学省 (2017) 「第2次学校安全の推進に関する計画」 1-30.
- 文部科学省 (2019) 『学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』 1-116.